

簡易専用水道のしおり

——あなたの飲み水は安全ですか——



ビル、マンション、事務所、学校、病院などでいったん受水槽に水道水を受けている給水施設のうち、比較的大きなものを「簡易専用水道」といいます。

「簡易専用水道」は設置者が管理し、定期検査を受けることが水道法により義務付けられています。

設置者の皆さんは、このパンフレットの内容をよく理解し、施設の適正な管理に努めましょう。

柳井市

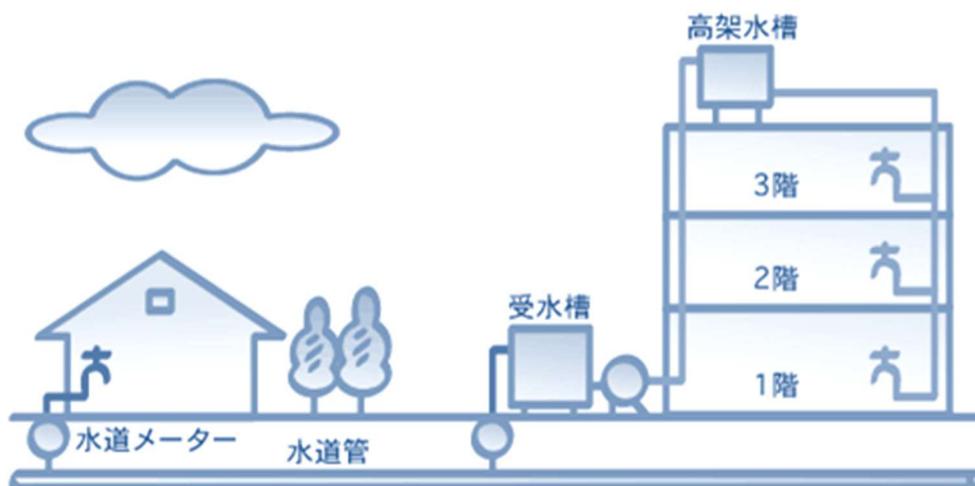
水道水の2つの給水方法

水道の水は、「直結式給水」と「受水槽式給水」のいずれかの方法で、私たちの家庭や学校そして事務所などに給水されています。

【直結式給水】



【受水槽式給水】



直結式給水

水道水の水が、配水管から蛇口まで切れ目なくつながったパイプで給水されている方式で、2階までの建物では通常この方式が使われています。

受水槽式給水

3階以上の建物などで水圧が不足するところや、一時の大量の水を使用するところで、水道の水を一旦受水槽に受け、ポンプで高置水槽に送って給水する方法です。

水道水の水質管理

水道によって供給される水の水質管理については水道法により水道事業者に対し、常に水質基準に適合した水を供給することを義務づけています。

ただし、水道法では水道事業者の責任範囲を給水管（引込管）並びにこれと直結している給水器具（これを一括して給水装置と呼びます）によって供給される水までとされています。

したがって、受水槽を設けて給水している場合、受水槽以降の給水施設並びにこれらの施設によって供給される水の水質は、施設の設置者が自らの責任において管理しなければなりません。

受水槽方式の水道事故

受水槽方式による給水施設の維持管理を怠ったために次のような水質事故が発生しています。

- 受水槽と汚水槽が接近していたり、受水槽が地下式のため、槽のひび割れ部分から汚水が流入した。
- 長期間槽を清掃しなかったため、鉄錆や汚泥が沈積し、赤水等が発生した。
- マンホールが開いたままになっており、ネズミやゴキブリなどの害虫が侵入した。
- 受水槽の内を汚水管などが通っていて、その継ぎ手部分や汚水管のひび割れ部分から汚水が流入した。
- 通気孔やオーバーフロー管に防虫網がないため、ネズミや虫が侵入した。

簡易専用水道とは

簡易専用水道とは、次の2つの条件を満たしている受水槽方式の水道です。

- 水道事業者（上水道・簡易水道）から受ける水道水のみを水源とするもの
- 受水槽の有効容量が 10m^3 を超えるもの

届出を

簡易専用水道の設置者は、市下水道課に届け出てください。

①受水槽から先の部分が簡易専用水道

受水槽の有効容量が 10m^3 を超えても、

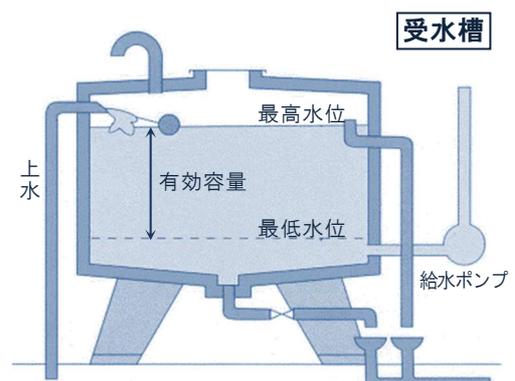
- まったく飲み水として使用しない場合（工業用水、消防用水など）
 - 地下水（井戸水）をくんで受水槽に溜めている場合
- 簡易専用水道ではありません。

※地下水を揚水して受水槽に溜め供給しているものは簡易専用水道ではありませんが、101人以上に飲料水として給水する場合は、「専用水道」として別の規制を受ける場合があります。

②有効容量とは

受水槽の有効容量とは、受水槽の有効に使用できる部分の容量をいいます。高置水槽の容量は有効容量に含みません。

なお、受水槽の容量は、一日の使用量の半分程度、高置水槽は1/10程度が目安です。必要以上に溜めておくと、消毒の効果が薄くなり、汚染の危険が増すので気をつけましょう。



管理の方法（定期的な検査）

設置者は、簡易専用水道の管理状況について、毎年一回以上定期的に、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関（以下「登録検査機関」という）による検査（有料）を受けなければなりません。

検査を怠ったときは、市の指導を受けるばかりでなく、罰則が適用されることもありますので、注意してください。

登録検査機関（山口県対象分）

名 称	所 在 地
公益財団法人山口県予防保健協会	山口県山口市吉敷下東三丁目1番1号
日東化学工業株式会社	福岡県北九州市小倉南区徳吉東四丁目9番1号

検査内容

項 目	内 容
貯水槽、設備の外観検査	貯水槽に汚水など有害なものが混入するおそれの有無、清潔の保持状況、貯水槽内の沈殿物の有無などの検査
給水栓における水質検査	臭気、味、色及び濁りに関する検査と残留塩素の測定
書類検査	次に掲げる書類の整理及び保存状況の検査 ・貯水槽、設備などの関係図面 ・貯水槽の清掃の記録 ・その他の管理記録

なお、通称「建築物衛生法」が適用される施設では、施設検査に替えて、書類提出による検査を受けることができます。

検査後の措置

検査の結果、基準に適合しなかった事項があった場合は、速やかに対策を講じてください。また、水の供給について特に衛生上問題があるとして登録検査機関より市長にその旨を報告するように助言を受けた場合は、必ず市下水道課まで報告してください。

管理の方法（受水槽・高置水槽の掃除）

毎年一回以上定期に行わなければなりません。

水槽の掃除は、水槽壁面の掃除や内部の消毒などを行うものですが、専門的な知識・技能が必要です。掃除の際には、建築物衛生法に基づいて知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。



管理の方法（日常行うもの）

簡易専用水道の設置者の方は、次の事項の管理を行ってください。設置者自らが管理を行わない場合には、実際に管理を担当する人を決め、適切な管理を行ってください。

水質確認

給水栓（蛇口）における水の色、濁り、臭い、味を確認してください。
無色透明なガラス製のコップに給水栓から水を取り、肉眼で次の項目を検査してください。
異常があった場合、その原因としては次のようなことなどが考えられます。

確認項目	考えられる原因
色	◆赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食 ◆青い水 銅製の水槽や銅管の腐食 ◆白い水 空気（気泡）の混入、亜鉛メッキ銅管の腐食
濁り	水槽の汚れ
臭い	水槽の汚れ、水槽内への汚染物質の混入
味	水槽の汚れ、給水管等の腐食



異常があった時には、水質検査機関に依頼して、必要な項目の検査を行ってください。

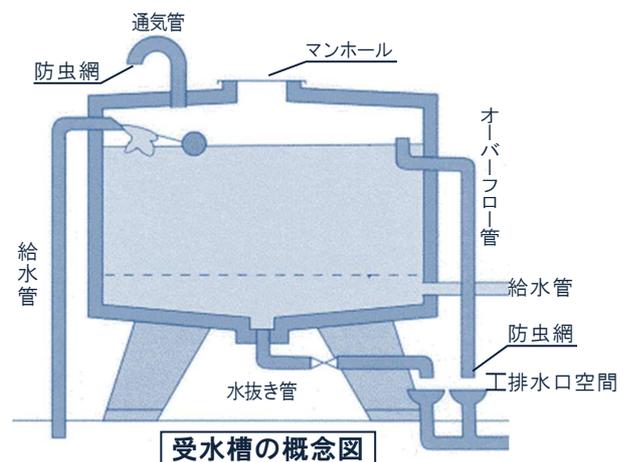
水槽（受水槽・高置水槽）の点検

水槽の点検を行って、有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するための措置を講じてください。

点検のポイント

- 1 水槽の周辺は清潔ですか。
- 2 水槽にヒビ割れや水漏れはありませんか。
- 3 周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- 4 水槽内に沈積物や浮遊物はありませんか。
- 5 マンホールのふたは防水密閉型できちんと鍵がかかっていますか。
- 6 オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
- 7 オーバーフロー管や通気管の防虫網はいたんでいませんか。

※防虫網が破れていたり、マンホールがきちんと閉まっていないと、虫が入り込むことがあります。ユスリカは水槽内に卵を産み、いわゆるアカムシが発生することがあります。



書類の整理

次のような書類を整備し、保管管理してください。

- ・ 設備の配置、系統を明らかにした図面
- ・ 受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにした図面
- ・ 水槽の掃除の記録（貯水槽清掃業者からの報告書）
- ・ 簡易専用水道の検査結果書（国土交通大臣及び環境大臣登録検査機関からの報告書）
- ・ 管理記録簿

第5号様式（第7条関係）

管理記録簿

1 給水水栓の水質記録表

記録期間（ ~ ）

項目 点検年月日	臭気	味	色	色度 (mmg/l)	濁度 (mmg/l)	残留塩素 (mmg/l)	備考

2 水槽の点検記録表

項目 点検年月日	受水槽	高置水槽	給水設備	付近の清掃 と管理状況	備考
	良・否	良・否	良・否	良・否	
	良・否	良・否	良・否	良・否	
	良・否	良・否	良・否	良・否	
	良・否	良・否	良・否	良・否	
	良・否	良・否	良・否	良・否	

3 清掃の記録表

実施年月日	清掃実施者	点検状況及び特記事項
		受水槽 高置水槽 その他
清掃期間	清掃の責任者	
～		
備考		

実施年月日	清掃実施者	点検状況及び特記事項
		受水槽 高置水槽 その他
清掃期間	清掃の責任者	
～		
備考		

いざというとき（給水停止、利用者への周知）

給水する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、

- ・ただちに給水を停止し
- ・その水を飲まないよう、利用者知らせなければなりません。

普段から連絡先を確認しておきましょう。

	連絡先	電話番号
日常の管理人		
所有者		
建物管理業者		
市担当部局		
水道事業者		
水道メンテナンス業者		
貯水槽清掃業者		
登録検査機関		

関係法令抜粋

〇水道法

（用語の定義）

第3条

7 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、国土交通省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、国土交通省令（簡易専用水道により供給される水の水質の検査に関する事項については、環境省令）の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

（改善の指示等）

第36条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の国土交通省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

（給水停止命令）

第37条 国土交通大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

（報告の徴収及び立入検査）

第39条

3 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をし

て簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

（市又は特別区に関する読替え等）

第48条の2 市又は特別区の区域においては、第32条、第33条第1項、第3項及び第5項、第34条第1項の規定において準用する第13条第1項及び第24条の3第2項、第36条、第37条並びに第39条第2項及び第3項中「都道府県知事」とあるのは、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

〇水道法施行令

（簡易専用水道の適用除外の基準）

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10立方メートルであることとする。

〇水道法施行規則

（管理基準）

第55条 法第34条の2第1項に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 1 水槽の掃除を毎年一回以上定期に行うこと。
- 2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

（検査）

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、毎年一回以上定期に行うものとする。

2 検査の方法その他必要な事項については、国土交通大臣（簡易専用水道により供給される水の水質に関する事項については環境大臣）が定めるところによるものとする。